

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13379

研究課題名（和文）不法行為法における「違法性」要件の意義再考：AI時代の到来を契機として

研究課題名（英文）Reconsidering the Significance of the "Illegality" Requirement in Tort Law: In Light of the Advent of the AI Era.

研究代表者

角本 和理（Kakumoto, Kazumasa）

立命館大学・政策科学部・准教授

研究者番号：50779577

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：人工知能等の新たな情報通信技術に起因する権益侵害について、グローバル情報社会に適合的な帰責性判断のあり方を考察するための一手法として、一般不法行為責任（民法709条）の過失要件と違法性要件を二元的に運用することの意義を考察した。情報法領域の判例分析や学際的な理論研究の結果、過失要件は普遍性を志向し違法性要件は個別性を志向するという従来からみられた特性をAI時代に即して再評価することで、国際的・普遍的な対応と地域的・個別対応を共に睨んだ多元的かつ複合的な帰責性判断を実現し得ることが示された。あわせて、曖昧化しかねない帰責性判断のあり方の透明性や批判可能性を向上させる意義があることも示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

まず、民法学の不法行為法の基礎理論に関する学術的意義としては、過失要件と違法性要件を二元的に構成する立場について、社会の情報化を踏まえたかたちで改めて再評価し、積極的な位置づけを与えるものであることが挙げられる。つぎに、情報法政策の領域に関する学術的意義としては、過失要件と違法性要件の二元的構成によって普遍性と個別性につき多元的かつ複合的に帰責性判断を行うことで、新たな社会の実現を目指す情報システムの構築を不用意に阻害しないと同時に、高度なICTであっても適切な応答に困難のある問題に柔軟に対処することのできる法理論・制度の一翼を担うものとして機能する足掛かりとなることが挙げられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the significance of applying a dualistic approach to the standards of negligence and "illegality", which are the criteria for liability judgment in tort liability [Article 709 of the Japanese Civil Code], as a method to consider the way of attributing responsibility that is compatible with the global information society for rights infringements caused by artificial intelligence. Through case analysis in the information law and interdisciplinary theoretical research, it was shown that by re-evaluating the characteristics of negligence aiming for universality and "illegality" aiming for particularity, which have been seen traditionally, in the AI era, it is possible to make a pluralistic and complex liability judgment that takes into account both international/universal aspects and regional/particular aspects. It was also shown that there is significance in improving the transparency and criticizability of the way of attributing responsibility.

研究分野：民法・情報法

キーワード：不法行為責任 情報社会 AI 帰責性判断 過失 違法性 普遍性 個別性

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、機械学習型の人工知能(AI)技術が急速に発展し、社会の様々な場面で活用されるようになってきている。その技術的特性として、AIの判断過程を人間が検証・理解することが困難となること(ブラックボックス問題)が指摘されており、AIの判断ミスに起因する権益侵害が生じた場合の帰責性判断を適切に行えるかについて、課題が生じている。それに伴って、民事法上の不法行為責任の領域では、民法709条の過失責任の限界が懸念されるようになり、無過失責任制度や無過失補償制度への転換の可能性も研究され始めている。つまり、より高度な情報通信技術(ICT)を活用する時代に備えて、不法行為法制度が抜本的に見直されつつあるのである。

(2) 民法709条の一般不法行為責任の成立要件については、様々な議論がある。そのうち、帰責性判断基準としての過失と違法性の関係性については、これまで理論上、明文の規定のない違法性要件の意義を積極的に評価する見解と、そうではなく、明文の規定のある過失要件を重視する見解との間で議論が戦わされてきた。学説では、条文に即して過失要件を重視する見解が有力になっている一方、判例では、特に名誉毀損やプライバシー侵害等の人格権侵害の事案では、いまなお違法性要件が重視されているところである。しかし、プライバシー侵害のうち、情報漏洩の事案においては、むしろ過失要件を重視する裁判例もあらわれるようになっており、情報法の領域において、この両要件をどのように整序するか、問題となっている。

(3) 以上、(1)と(2)を踏まえて、AI時代における不法行為責任の意義や、特に帰責性判断基準の在り方を再検討する必要があるというのが、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

(1) 私法上の不法行為責任制度は、社会の基幹技術となりつつあるAIが係って発生する権益侵害に如何に対応することができるか。この課題につき、不法行為訴訟における違法性要件の機能を肯定的に評価する立場から、AI時代に応じた不法行為責任の役割を試論的に考察することが、本研究の目的である。

(2) AI等の先端的なICTを活用する時代における不法行為法の意義と限界を確認したうえで、違法性要件と過失要件を二元的に併存させ、それぞれの意義を確定し、柔軟かつ新たな時代に適合的な帰責性判断のあり方を考察する。

3. 研究の方法

(1) 方法論としては、主として、文献調査を基にした、比較研究、理論研究を採用した。より具体的には、従来の不法行為法制度の基礎理論を前提に、情報社会におけるその変化の可能性に関する国内外の理論研究の調査、関連領域の国内外の裁判例や立法例の分析、情報学や経済学、政治思想等の学際的研究を行った。

(2) 計画段階では、最先端のICTを開発ないし利活用する現場(民間企業や公共団体等)をフィールド調査することを研究の主軸に位置づけていたが、2020年以降コロナ禍が猛威を振るったため、この方法の採用は断念せざるを得なかった。

4. 研究成果

(1) はじめに

主な研究成果としては、大まかには、次のパートに分けることができる。すなわち、①無過失責任化・無過失補償制度への転換が検討される時代における、一般不法行為責任の意義の再定位、②プライバシー侵害に関する最高裁判例における過失要件と違法性要件のすみわけ、③一般不法行為責任といわゆる中間責任(特に民法714条)との比較、④社会領域としての「情報圏」に

おける人間の権益の保障、⑤グローバル情報社会における普遍志向と個別志向の調整の必要性、以上の五つである。

(2) 主な研究成果

①無過失責任化・無過失補償制度への転換が検討される時代における、一般不法行為責任の意義の再定位

AI が高度に発展した暁には、法の役割が大きく変質する可能性があることが指摘される。特に、不法行為法については、AI・ロボットによる生命・身体侵害の場面では、AI の判断過程のブラックボックス問題を根拠に、次第に無過失損害賠償ないし無過失補償制度へ移行することが想定されている。このような議論は、主として、自動車の完全自動走行を念頭に自動車損害賠償責任の領域で議論されているが、AI が活用される分野の広範性を踏まえると、これまでの不法行為法の主要領域のほとんどがその対象となる可能性もなくはない。

一方で、それ以外の人格的権益侵害（名誉・プライバシー侵害等）については、当事者間の利益衡量のための司法の役割がむしろ肝要となることも考えられる。特に、プライバシー侵害については、IoT による情報収集、AI による情報分析、ブロックチェーンによる情報伝達のあり方そのものに直截的な影響を与えるため、かえって、社会のまさに根幹をなす領域となりつつあるとも考えられる。つまり、そこで果たされる帰責性判断の積み重ねが、今後の AI 技術のあり方についてはそれを利用する社会のあり方を決定するような、枢要なものとなる可能性があるのである。

②プライバシー侵害に関する最高裁判例における過失要件と違法性要件のすみわけ

以上のような、AI 時代における一般不法行為責任の役割に関する仮説を前提に、次に、プライバシー侵害における帰責性判断のすみわけのあり方を考察した。

ここでは、Google 検索結果削除請求事件に関する最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 卷 1 号 63 頁と、ベネッセ情報漏洩事件に関する最判平成 29 年 10 月 23 日判時 2351 号 7 頁が示した判断枠組を、それぞれ日本の不法行為基礎理論に位置づけ、その意義を検討した。

具体的には、最判平成 29 年 10 月 23 日が示した過失要件に関する法理については、情報社会においてグローバルな普遍性を志向する帰責性判断の基準として、最決平成 29 年 1 月 31 日が示した違法性要件に関する法理については、グローバルな情報社会にあっても地域性（コミュニティ）・個別性（AI のブラックボックス問題）を志向する帰責性判断の基準として、それぞれ利益衡量のあり方が異なる要件であると再定位することができるのではないかとこの着想を得た。

これは、これまで陰に陽に意識されながらも、前面化することは必ずしもなかった過失要件と違法性要件の性質の違いを再評価するものである。そして、特に AI 時代の問題としては、普遍的な過失要件をどこまで高度化できるか、個別的な違法性要件の運用につきどのように統御するか、が問題となる。

③一般不法行為責任といわゆる中間責任（特に民法 714 条）との比較

一般不法行為責任につき、普遍性を志向する過失要件と、個別性を志向する違法性要件という二元的な運用を行なう構想を前提に、さらに、既存の中間責任（過失の有無についての立証責任を、一般不法行為責任とは異なり加害者に求めるタイプのもの）の一種である、民法 714 条の監督義務者責任との理論的整序を行なった。

ここでは、特に、JR 東海事件判決に関する最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁を題材に、高齢者介護の現場で ICT が活用されていることを足掛かりに、情報社会における監督義務者の候補として、ICT サービス事業者が考えられるのではないかとこの考察を行った。

この点、AI をめぐる不法行為法上の議論としては、これまで製造物責任や自賠法等の無過失責任に関する議論が盛んであるし、本研究においても、一般不法行為責任における違法性要件を介した（事実上の）無過失責任化を検討しているところである。これらの議論があるにもかかわらず、事業者の責任を「監督義務者の責任」として構成する意義としては、次の点を指摘できる。すなわち、①製造物責任と違って「欠陥」を要件とはしないということ（被害者側にとっての要件の部分的緩和）、②条文構造上、代位責任であるということ（責任の拡張可能性があるということ）、③条文構造上、中間責任であるということ（立証責任の被害者側から加害者側への転換）、④免責に程度を事実上操作できるということ（柔軟な対応の可能性）、⑤以上につき、違法性要件とは異なり、民法の条文に依拠していることである。

つまり、過失要件にはやはり被害者側の立証の困難という課題が、違法性要件には結局のところ条文に明文の規定がみられず恣意的な運用を許しかねないという課題が、それぞれあることを指摘できる。

④社会領域としての「情報圏」における人間の権益の保障

ICT の発展・普及に伴って、社会は徐々に人間と機械が組み合わさって成り立つものとなってきている。そして今日ではすでに、市場、国家、公共圏といった旧来のネットワークのあり方も、以前とは大きく変質している。このようなデジタルネットワークについて、情報哲学者のルチャーン・フロリディが、「人間と人工的な情報エージェント、ないし人工的な情報エージェン

ト同士が相互作用を行なう場」である「情報圏」という領域として析出する構想を示している。本研究では、フロリディの議論と日本民法学の吉田邦彦の理論研究を比較検討することで、④人間とコンピュータが織りなす情報圏を新たな社会領域として捉え、その編成原理を考察するとき、人間の能力の限界を見据えて配慮することと、人間の自己決定の意義を認めて尊重することの適正なバランスを担保しようとするには、積極的な意義が認められることと、⑤情報圏における人間の基本的な権利を保障するために、市場においては過度に自由な経済活動を抑制する形で介入し、公共圏においては ICT に関する賛否双方に対して多文化主義的配慮を行う、そのための国家（の法政策）の果たす役割はなお期待されていることを指摘した。

この点、情報圏をめぐるフロリディの考え方は普遍主義的であり、人間の価値観を過度に相対化しかねず、情報哲学の領域においても厳しく批判される傾向にある。そのことから、多元的な対応が求められることが導き出される。

⑤ グローバル情報社会における普遍志向と個別志向の調整の必要性

まず、グローバルに展開されるサービスに起因する不法行為の帰責性判断にあたっては、国際的な観点からは「規制に関する“グローバルな潮流との調和”と“国内的な事情への配慮”」のバランスが求められ、国内的な観点からは「“国家レベルの普遍的な対応”と“コミュニティレベルの個別的な配慮”」の調整が求められる。なぜなら、現代社会においては、個人のあり方についても、社会関係のあり方についても、多様化する活動領域ごとに分断的に捉える多元化・多機能化の傾向が顕著であり、今日では人々は一般に、リアルかオンラインかの別なく、多くの領域・集団を跨って活動し、その領域・集団ごとに異なる“顔”を持つことで自己を演出しながら生きており、多元的な対応が求められる局面も少なくない一方で、このような分断的思考を過度に推し進めると、統一的価値観や包括的視点が欠如することで、かえって個人の抑圧等につながるリスクが増しかねないことも懸念されるからである。そのため、普遍性と個別性への多元的な配慮が求められる。

そのようななかで出されたある規範的判断が、普遍性と個別性のいずれをどの程度重視しているのか、さらにはそれがどのレベルの普遍性ないし個別性を志向しているのかについては、社会のあり方が急速に変化する最中にあるにあっては俄かに判断することが困難となっている。そこで、規範的判断の基準の透明性や批判可能性を向上させることが求められている。不法行為責任の帰責性判断についても、制度的工夫を施さないかぎり、事態適合的な運用が困難となりつつある。

そこで、ひとまず、過失は普遍性を志向するもの、違法性は個別性を志向するもの、という従来からみられた特性を再評価して両要件を改めて使い分けることで、帰責性判断のあり方の透明性や批判可能性を一定程度向上させることにも、一定の意義があろうことが導き出される。

(3) 上記得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

① 日本民法の一般不法行為責任の基礎理論として

日本民法の基礎理論のレベルとしては、本研究は、違法性・過失二元説を新たな観点から主張するものとして位置付けられる。違法性要件と過失要件の関係性については、既述のとおり、これまで理論的には違法性一元説と過失一元説が論議を戦わせており、その結果、過失要件一元説が有力になりつつも、判例が引き続き一部の領域で違法性要件を採用することにつき、どのように説明するかが問われていた。そのような違法性・過失の二元的状況につき、社会の情報化を踏まえた新たな理論的整序を行なうものとして、本研究には積極的な価値がある。

② 日本における広義の情報法の理論として

情報法の理論としては、本研究は、社会の高度情報化の過渡期における不法行為法制度ないし法理論の役割を再定位するものである。これまで、情報学や情報社会論のレベルで、技術の発展をテコにして市場・社会を再編成することで、市場的価値達成の効率化や、多様な人格的利益保護の充実化の可能性が主張されてきた。この点、そのような再構築の工程は逐次的・段階的に進んでいくため、その過程における法の介入につき、積極的な意義が認められる。ここでは、市場・社会の変容過渡期における法のあり方と、新たな市場・社会構築後における法のあり方、それぞれについて区別しながらも連関的なものとして措定したうえで、新たな社会の実現を目指す情報システムの構築を不用意に阻害しないと同時に、高度な ICT であっても適切な応答に困難のある問題に対処することのできる、そのような法理論・制度が求められている。

本研究で示した、不法行為責任における過失要件と違法性要件の二元論は、このような法運用の一翼を担うものである。

(4) 今後の展望

本研究では、AI 時代における不法行為責任の帰責性判断につき、普遍性を志向する過失要件と個別性を志向する違法性要件という帰責性判断に関する二元的な枠組みを設定した。

このことを前提に、今後は、まず、価値判断にかかわる思想・文化等に関する西洋と東洋の比較研究を広く行っていく必要がある。これからさらに進むより高度な情報化に伴い、国際社会や地域社会の価値観がどのように変わっていくか、あるいは変わらないのかについては、予断を許さ

ない。実態に即しつつ、理論研究や歴史研究をふまえて慎重に考察を深める必要がある。つぎに、帰責性判断の二元説について、日本不法行為法のより広範な分野の裁判例を分析することで、理論的妥当性の検証を進める必要もある。はじめは情報法関係の分野を中心に、やがてはそれ以外の不法行為訴訟に関する者も視野に入れつつ、分析を進める必要がある。

さらに、より発展的な検討課題として、高度情報社会にあっては、民法体系それ自体を再検討する必要性も出てきているのではないかとの着想を、本研究のさなかで得た。日本民法の体系論については、これまで、人間（関係）をめぐる法と財産（関係）をめぐる法を二元的に構成するものが有力であった。高度情報社会においては、情報の取り扱いが、あるいは人格的なプライバシー権というかたちで、あるいは財産的なデジタル所有権というかたちで、既存の法体系をまたがって考察の対象となっている。よって、人間をめぐる法と財産をめぐる法の双方に影響を与えるものとしてより基層に位置づけられる、情報をめぐる法の在り方を考察する必要が出てきているように思われる。この課題についても、別途考察を深める必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 角本和理 | 4. 巻 71巻4号 |
| 2. 論文標題 サイバー時代におけるプライバシーの法理論（七・完）：私法上の問題を中心に | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 北大法学論集 | 6. 最初と最後の頁 326-242 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 角本和理 | 4. 巻 18 |
| 2. 論文標題 情報圏と「人間の充実」（human flourishing）：人間中心主義の相対化と堅持のための情報法学への示唆 | 5. 発行年 2024年 |
| 3. 雑誌名 年報公共政策学 | 6. 最初と最後の頁 165-180 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

| |
|--|
| 1. 発表者名 角本和理 |
| 2. 発表標題 Society 5.0におけるプライバシーの民事上の保護 ジェネレーティブAIの事例を念頭に |
| 3. 学会等名 産業技術総合研究所人工知能研究センター：第65回AIセミナー「AIとプライバシー」（招待講演） |
| 4. 発表年 2023年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 角本和理 |
| 2. 発表標題 不法行為法の目的を「尊厳の保障」に求めるということー私法上の人間像の変遷を踏まえて |
| 3. 学会等名 北海道大学法学部民事法研究会 |
| 4. 発表年 2022年 |

〔図書〕 計2件

| | |
|--|------------------|
| 1. 著者名 藤原 正則、池田 清治、曾野 裕夫、遠山 純弘、林 誠司 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 信山社出版 | 5. 総ページ数 1004 |
| 3. 書名 時効・民事法制度の新展開 | |

| | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 深谷 格、森山 浩江、金子 敬明 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 成文堂 | 5. 総ページ数 610 |
| 3. 書名 生と死の民法学 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|